

「インターンシップ導入支援事業」実施業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

学生に就職先として県内企業を意識してもらうため、低年次から参加できるインターンシップの導入に向けた県内企業の取組みを支援することを目的に、インターンシップ実施方法等についてセミナーを実施する。

また、5社程度を対象にインターンシッププログラムの作成から実施まで伴走型支援を実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 インターンシップ導入支援事業
- (2) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」による
- (3) 委託料の上限 金2,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業者選定にかかる事項

- (1) 委託業者選定方法
公募型プロポーザル方式とします。プロポーザルの参加申込みがあった事業者から提出された企画書を審査し、総合的に最も優れた提案をした業者を委託候補者として選定します。
- (2) プロポーザル参加資格、条件等
 - ①優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
 - ②プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
 - ③宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
 - ④富山県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - ⑤次のいずれにも該当しない者。
 - ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

4 プロポーザルの参加手続等

- (1) 参加申込み
本プロポーザルへの参加を希望される場合は、3月4日（水）までに参加申込フォームによりお申込みください。
参加申込フォーム：<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/8AdxprnR>

(2) 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、3月4日（水）までに、質問フォームより提出してください。原則、電話及び口頭による質問は受け付けません。質問に対する回答は、順次参加申込みをいただいた事業者全員に電子メールで通知します。なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もあることから留意してください。

質問フォーム：<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/PKzQ6DXv>

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた事業者は、別紙の委託業務仕様書を踏まえ、次のとおり、企画提案書等をご提出ください。

(1) 提出期限

令和8年3月13日（金）15:00（必着）

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

ア 別紙「業務委託仕様書」を参照の上、提案してください。

イ 契約期間における業務工程（全体スケジュール）を別紙「業務委託仕様書」に記載の業務毎に記載してください。

② 経費見積書（任意様式）

本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出してください。また、積算の内訳がわかるように記載してください。

③ 業務実施（任意様式）

ア 責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制等

イ 過去の類似事例の受注実績

(4) 提出先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課 櫻栄

E-mail: riku.sakurae@pref.toyama.lg.jp

6 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

・提出された企画提案書等による審査を行い、最も評価点数の高いものを委託候補者として選定します。

(2) 企画に係る評価のポイント

① 事業の趣旨に合った企画内容となっているか、また、全体的内容や実施方法に工夫は見られるか

② 就職活動・採用活動に関する県内学生及び県内企業のニーズを反映した効果的な内容となっているか

③ 事業へ参加する企業への広報が十分に実施できると考えられる提案がなされているか

④ 企業のインターンシップ導入に向けた取り組みを支援する内容となっているか

⑤ 作業手法、日程等が明確に示されており、実現に無理はないか

⑥ 計画・準備作業を含め期間内に確実に実施できるスケジュールとなっているか

⑦ 企画内容に対して見積もり金額は適切か

(3) 結果通知

審査結果は、後日、書面で採否のみ通知します。

また、審査結果に対する異議申し立てはできません。

7 契約

プロポーザルの結果、採用となった後は県と協議の上、最終的な仕様を確定し、別途業務委託契約を締結するものとします。

8 その他

- (1) プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者の負担とします。
- (2) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ア 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (3) 提出された企画書は、返却しません。
- (4) 業務委託により作成した成果物及びそれに係る著作権は、県に帰属します。
- (5) 受託者は、業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 受託者は、原則として業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が認めた場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (7) この企画提案は、富山県議会に提出されている令和8年度富山県歳入歳出予算の成立を前提に実施するものであり、予算の議決がなされなかった場合は、企画提案審査結果の如何にかかわらず、事業の中止等の変更が生じる可能性があります。

9 今後のスケジュール

3月4日(水)	参加申込期限及び質問受付期限
3月9日(月)	質問に対する回答
3月13日(金) 15:00	企画提案書提出期限
3月中旬	書面審査・結果通知
4月上旬	契約締結・委託事業開始

10 提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課 櫻栄

T E L : 076-444-4558

E-mail : riku.sakurae@pref.toyama.lg.jp